

【標示板等の色彩】の猶予期間の再設定について

一部標示板等の色彩については、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間の猶予期間を設けていました。しかし、6割以上の施工業者が、所有する従来型の看板の状態が良好であることから、つぎのとおり猶予期間を再度設けることとしました。

猶予期間：令和元年5月7日から令和3年3月1日まで

対象施設：標示板等の色彩

平成28年の改定内容

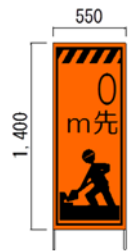
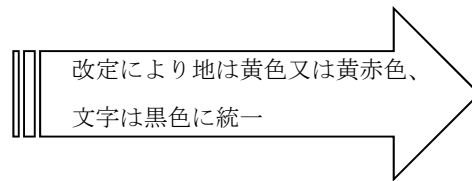
- 標示板の色彩は、「板はオレンジ色・文字は黒色のもの、または板は白色・文字は青色」から、「板を黄色又は黄赤色（オレンジ色）、文字・図柄は黒色」に変更。



使用不可



従来型



基準適合型

猶予期間については、従来型の色彩（板は白色・文字は青色）も使用可能とします。